

3 指定知的障害児施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる指定知的障害児施設の区分に応じ、当該各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。） 次のイから八までに掲げる費用  
 イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が施設給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が施設給付決定保護者に代わり当該指定知的障害児施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 日用品費  
 ハ イ及びロに掲げるもののほか指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの  
 ニ 指定第一種自閉症児施設 次のイ及びロに掲げる費用

イ 日用品費  
 ロ イに掲げるもののほか指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの  
 4 前項第一号イに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。  
 5 指定知的障害児施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定知的障害児施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。  
 （施設利用者負担額に係る管理）  
 第二十一条 指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定知的障害児施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、これらの指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額から法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額を控除した額の合計額（以下「施設利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定知的障害児施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。

2 指定第一種自閉症児施設は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定第一種自閉症児施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、これらの指定施設支援に係る施設利用者負担額合計額及び障害児施設医療費につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から当該障害児施設医療につき支給すべき障害児施設医療費の額を控除して得た額の合計額（以下「施設利用者負担額等合計額」と総称する。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定第一種自閉症児施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額等合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。  
 （障害児施設給付費等の額に係る通知等）

第二十二條 指定知的障害児施設は、法定代理受領により都道府県から指定施設支援に係る障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受けた場合は、施設給付決定保護者に対し、当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費又は障害児施設医療費の額を通知しなければならない。  
 2 指定知的障害児施設は、第二十条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を施設給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定施設支援の取扱方針）  
 第二十三條 指定知的障害児施設は、次条第一項に規定する施設支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定知的障害児施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、施設給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。  
 3 指定知的障害児施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
 （施設支援計画の作成等）  
 第二十四條 指定知的障害児施設は、指定施設支援の提供に当たっては、必要に応じて当該指定施設支援に係る計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。

2 指定知的障害児施設は、施設支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定施設支援の提供に当たるとする担当者等を招集して行う会議を開催しなければならない。  
 3 指定知的障害児施設は、施設支援計画の作成に当たっては、施設給付決定保護者及び障害児に対し、当該施設支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。  
 4 指定知的障害児施設は、施設支援計画の作成後、その実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、必要に応じて、当該施設支援計画の変更を行わなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の変更について準用する。  
 （検討等）  
 第二十五條 指定知的障害児施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定障害福祉サービス（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができることと認められる障害児に対し、当該障害児の希望等を勘案し、当該障害児の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。  
 2 前項の検討に当たっては、児童指導員、保育士その他の従業者の間で協議しなければならない。  
 （相談及び援助）  
 第二十六條 指定知的障害児施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）  
 第二十七條 指定知的障害児施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて指導、訓練等を行わなければならない。  
 2 指定知的障害児施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。  
 3 指定知的障害児施設は、障害児の適応性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定知的障害児施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。  
 5 指定知的障害児施設は、障害児に対して、当該障害児に係る施設給付決定保護者の負担により、当該指定知的障害児施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。  
 （食事）  
 第二十八條 指定知的障害児施設において、障害児に食事を提供するときには、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。  
 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。